

令和 7 年 10 月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和 7 年 10 月 20 日 (月) 13 時 30 分開会

2. 場 所 双葉町役場 1 階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席 1 鵜沼 久江 委員 議席 2 井戸川 弘幸 委員 議席 3 大森 成広 委員

議席 4 山田 和男 委員 議席 5 木幡 治 委員 議席 6 林 和男 委員

議席 7 志賀 瞳 委員 議席 8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

農業振興課副主査（農業委員会事務局併任） 森田 謂平

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので只今より、双葉町農業委員会令和7年10月定例総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日は農業委員全員出席ということでご協力ありがとうございます。先月は欠席しまして大変申し訳ございませんでした。

今日は、農地法第5条第1項の規定による許可申請が1件ございます。皆さんにはいつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いしまして、ごあいさつといたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、新川推進委員より欠席の連絡がありましたので報告いたします。

それでは、会議規則第5条の規定により会長を議長としまして議事を進行いたします。よろしくお願ひいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席は8名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年10月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に事務局の方から、会務報告をお願いします。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

まず、9月22日、9月定例総会。双葉町役場1階大会議室、農業委員5名、農地利用最適化推進委員3名。そして私、中野と石井技査、森田副主査が出席しております。

10月16日、現地確認。今回、議案に上げさせていただいております農地転用許可申請案件に伴う調査を行っております。場所については双葉町大字××地内で、井戸川委員と私と森田副主査で調査をしております。以上です。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付したとおりで、日程第1、議事録署名人の指名について、会議規則により、議長と出席委員の2名以上の委員となっておりますので、議事録署名人には4番の山田委員、それから5番の木幡委員の両名を指名いたします。よろしくお願いします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたので審議に付す。令和7年10月20日提出。双葉町農業委員会会长 澤上 榮。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字×××地内の農地の所有権を移転し、農地転用を行うものです。

譲受人は、××県××市××××、株式会社×××××××氏、譲渡人は、双葉郡双葉町大字××字×××、××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××県に本社があります株式会社××××が土地所有者の××氏と太陽光発電事業者である株式会社××××を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字×××、地目は田で、面積は×××m²。都市計画法上は非線引き区域内であり、農業振興地域は白地区域になります。場所は、位置図、現況図のとおりです。以前、店舗のあった××××の東側になります。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3) 事業の操業期間は許可日より永年、(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネルを136枚組み合わせて設置するとしており、工事の期間は、許可日より令和8年3月31日までとしています。別に、土地利用計画図を添付しています。土地利用計画図に関しましては、A3の別紙でもご用意しております。発電した電気は、農地の南西側に設置する1号柱から、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

す。

4の権利の設定・移転については、×××万円の一括で所有権の移転としています。

5の資金調達についての計画については、用地費として×××万円、建築費他約×××万円の計約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、公図の写し、株式会社××××の資金状況を確認するものとして、銀行の残高証明書とてすでに支払いをした預り証の写しを添付しています。また、株式会社××××の定款、登記事項証明書、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適當かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

以上になります。

【澤上会長】

本件に係る調査を地区担当委員である井戸川委員にさせていただいておりますので報告願います。

【井戸川委員】

10月16日、中野事務局長と森田副主査と現地を確認しております。場所としては、旧××××の東側の田となります。申請地の前は4m道路で、周りは水路となっており水はけは良いものとなっています。太陽光発電設備の柱については低く設計されることがあります。

ただ、この土地を太陽光発電設備に使用するのはもったいない感じであり、別の使用方法があったのではと思います。ただ、土地の活用方法については、地権者の要望であるため何とも言えませんが、周辺の宅地にも太陽光発電設備が多くあるため、今後も増えていくのではないかと思います。申請内容については問題ありません。以上となります。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【井戸川委員】

追加で報告させていただきます。先ほど事務局長からもありましたが、申請地は白地なので、営農型ではなく野立型の太陽光発電設備となっております。

【大森委員】

この申請地は第2種や第3種の農地区分はあるのか。

【中野事務局長】

この申請地は第3種農地となっております。

【澤上会長】

他に質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(13時47分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長 澤 上 榮 印

議事録署名人 山 田 和 男 印

議事録署名人 木 幡 治 印